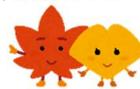




## ～インボイス制度のQ&A～



令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において「**適格請求書等保存方式**」が導入されます。

### ★適格請求書等保存方式の登録制度

Q1.「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。

→A.仕入税額控除の要件として原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。適格請求書を交付しようとする課税事業者は納税地を所轄する税務署長に**登録申請書を提出し登録を受けます**。

Q2.適格請求書発行事業者の登録はどのような手続きで行うのですか。

→A.登録申請書は**令和3年10月1日から提出が可能であり e-tax か郵送で提出します**。  
e-tax は2週間程度、郵送は一カ月程度で登録番号等が記載された登録通知書で通知を受けます。  
※郵送等により提出する場合の送付先は各国税局のインボイス登録センターとなります。

Q3.令和5年10月1日から登録を受けるためにはいつまでに登録申請書を提出すればいいですか。

→A.**令和5年3月31日まで**に納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

Q4.適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

→A.登録は事業者の任意です。ただ、登録を受けなければ**取引先は仕入税額控除を行うことは出来ません**。

Q5.当社は適格請求書発行事業者の登録を受けております。翌課税期間の基準期間における課税売上が1,000万円以下ですが免税事業者になりますか？

→A.基準期間における課税売上が1,000万円以下の事業者は原則として消費税の納税義務が免除されますが適格請求書発行事業者はその**基準期間における課税売上が1,000万円以下でも免税事業者になりません**。

### ★適格請求書発行事業者の義務等

Q1.どのような場合に適格請求書の義務が課されますか。また、交付義務が課されない場合はあるのですか。

→A.国内において課税資産の譲渡等を行った場合に**相手方からの求めに応じて交付義務が課されます**。また**事業の性質上、適格請求書の交付が困難な場合は免除されます**。(例)3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など

Q2.適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付出来るのはどのような場合ですか。

→A.**不特定、多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業者**は記載事項を簡易なものとした**適格簡易請求書を交付出来ます**。  
(例)①小売業②飲食業③写真業④旅行業⑤タクシー業⑥駐車場業⑦その他該当する事業

### ★適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

Q1.適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。

→A.**一定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存**が仕入税額控除の要件とされます。

Q2.適格請求書等保存方式の導入後、一定期間は免税事業者からの仕入税額控除について経過措置はありますか。

→A. 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて仕入税額控除を行うことが出来なくなりますが、下記の**一定期間に関しては仕入れ税額の一定割合を課税仕入に係る消費税額とみなして控除できる経過措置**が設けられています。

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日～令和8年9月30日まで  | 仕入れ税額控除の80% |
| 令和8年10月1日～令和11年9月30日まで | 仕入れ税額控除の50% |

今回は令和5年10月より始まるインボイス制度について取り上げました。導入前にぜひ一度ご確認ください。

内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:岸田)